

大阪市指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領

第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務

1 指定の申請

- (1) 法第19条の9第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を申請しようとする者（本市に所在する医療機関（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）に限る。（以下「申請者」という。））は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第7条の29項に規定する申請書（様式1号（以下「申請書」という。））を市長へ提出する。
- (2) 市長は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、様式4号により速やかに申請者へ通知する。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保健医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日として差し支えない。

2 変更の届出

- (1) 指定医療機関は、その名称及び所在地その他規則第7条の34に定める事項に変更を生じた場合は、法第19条の14及び規則第7条の35の規定に基づき、変更の届出（以下「変更届出」という。）を様式2号により市長に提出する。
- (2) 市長は、変更届出のあった事項について所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には質問等を行う。

3 指定の更新

- (1) 法第19条の10の規定に基づき指定医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、指定医療機関に係る指定の更新に関する申請書（様式3号（以下「更新申請書」という。））を市長に提出する。
- (2) 市長は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、様式5号により速やかに更新申請者へ通知すること。

4 その他

- (1) 市長は、指定医療機関に対して、法第19条の11の規定により、指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第466号。以下「療担規程」という。）に定めるところにより良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出等の必要な手続について、提出漏れが生じないよう指導を行う。特に有効期間の満了を迎える指定医療機関に対しては、その旨を連絡し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組む。
- (2) 市長は、指定医療機関の指定（更新を含む。以下この項において同じ。）、名称等の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第19条の19の規定に基づき、本市ホームページを通じて周知する。
- (3) 指定医療機関は、規則第7条の36に基づき、①当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき、②医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき、のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出（任意様式）すること。

第2 審査（確認）

1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

(1) 療担規程に基づき、懇切丁寧な小児慢性特定疾病医療が行える医療機関又は事業所であること。

(2) 病院及び診療所にあっては、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。

(3) 薬局にあっては、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局であること。

(4) 訪問看護ステーションにあっては、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者が行う事業所であること。

2 次に掲げる事項に該当していないかを審査（確認）するものとする。

(1) 申請者について、「拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

(2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。

「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、次の①～④に掲げるものである。

①医師法（昭和23年法律第201号）

②歯科医師法（昭和23年法律第202号）

③保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

④医療法

⑤身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第213号）

⑦生活保護法（昭和25年法律第144号）

⑧社会福祉法（昭和26年法律第45号）

⑨医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

⑩薬剤師法（昭和35年法律第146号）

⑪老人福祉法（昭和38年法律第133号）

⑫社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）

⑬介護保険法（平成9年法律第123号）

⑭児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
(平成11年法律第52号)

⑮児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）

⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

⑰就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

⑱障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

⑲子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

⑳再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）

㉑国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から

第 19 項までの規定に限る。)

②難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

③民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）

④臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

(3) 申請者について、「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの」とは、次の①～③に掲げるものである。

①労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 117 条、第 118 条第 1 項（同法第 6 条及び第 56 条の規定に係る部分に限る。）、第 119 条（同法第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 37 条の規定に係る部分に限る。）及び第 120 条（同法第 18 条第 7 項及び第 23 条から第 27 条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 121 条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 44 条（第 4 項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

②最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 40 条の規定及び同条の規定に係る同法第 42 条の規定

③賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 18 条の規定及び同条の規定に係る同法第 20 条の規定

(4) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となった事実及び当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして規則で定めるものに該当する場合を除く。

「指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして規則で定めるもの」とは、具体的には、厚生労働大臣又は都道府県知事等が法第 19 条の 16 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとす

(5) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日（（7）において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 19 条の 5 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該

当の有無。

なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 第 1 項の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。

(6) 申請者について、「法第 19 条の 16 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として規則で定めるところにより都道府県知事等が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。

(7) (5) に規定する期間内に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者について、「通知日前 60 日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。

(8) 申請者について、「指定医療機関の申請前 5 年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき」の該当の有無。

(9) 申請者について、「法人で、その役員等のうちに（1）から（8）までのいずれかに該当する者のあるものであるとき」の該当の有無。

(10) 申請者について、「法人でない者で、その管理者が（1）から（8）までのいずれかに該当する者であるとき」の該当の有無。

3 都道府県知事等は、第 1 の 1 の申請があった場合において、次の（1）～（4）に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

(1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は規則で定める事業所若しくは施設でないとき。
「規則で定める事業所若しくは施設」は、訪問看護ステーションとする。

(2) 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて法第 19 条の 13 の規定による指導又は法第 19 条の 17 第 1 項の規定による勧告を受けたものであるとき。

(3) 申請者が、法第 19 条の 17 第 3 項の規定による命令に従わないものであるとき。

(4) (1) ～ (3) に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

附 則

この要領は、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 30 日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 3 月 31 日から適用する。

2 改正前の要領による様式については、当分の間、改正後の様式によるものとみなす。

附 則

1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

2 改正前の要領による様式については、当分の間、改正後の様式によるものとみなす。

様式1

(大阪市) 小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関 指定申請書

申請者区分 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 病院・診療所 (<input type="checkbox"/> 医科 / <input type="checkbox"/> 歯科) <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者	
訪保保 問看 護険 医療 ステーション 薬機 局関	名称	フリガナ
	所在地	〒 大阪市
	電話番号	
	標榜している 診療科名 <small>(病院・診療所のみ記入)</small>	
	コード※1	
開設者・ 指定訪問看護事業者	種別 (該当するものに☑)	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人※2
	氏名 (名称)※3	
	住所 (所在地)※4	〒
	電話番号	
	代表者 <small>[指定訪問看護事業者 のみ記入]</small>	氏名 住 所

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾
病医療機関の指定を申請します。

申請する医療機関は、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関
又は保険薬局若しくは健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者です。

また、裏面に掲げる児童福祉法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　月　日

申請者
〔「開設者・訪問看護事業者」欄における「氏名(名称)」及び「住所(所在地)」と一致〕

住 所(所在地)：

氏 名(名称)：

大阪市長 あて

※1 病院又は診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーション
コードを記載してください。

※2 開設者が法人にあっては役員名簿(裏面)の記入が必要です。

※3 法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載し、個人の場合は氏名のみ記載してください。

※4 指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載してください。

役員名簿

記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙役員名簿を添付してください。

職名	氏名

(誓約項目)

児童福祉法第19条の9第2項各号に該当しないことを誓約すること。

児童福祉法（抜粋）

【児童福祉法第19条の9第2項】

- 1 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）
- 5 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、前項の申請前5年内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 9 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

様式2

(大阪市) 小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関 変更届出書

申請者区分 (該当するものに□)	<input type="checkbox"/> 病院・診療所 (<input type="checkbox"/> 医科 / <input type="checkbox"/> 歯科) <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者
指定医療機関 (名称)	
コード ※1※2	
変更年月日	年 月 日

以下の全ての項目に記入し、変更のある項目には□を記入してください。

指定医療機関	名称	<input type="checkbox"/>	フリガナ
	所在地	<input type="checkbox"/>	〒 大阪市
	電話番号	<input type="checkbox"/>	
	標榜している診療科名 (病院・診療所のみ記入)	<input type="checkbox"/>	
開設者・指定訪問看護事業者	種別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 ※3
	氏名(名称) ※4	<input type="checkbox"/>	
	住所(所在地) ※5	<input type="checkbox"/>	〒
	電話番号	<input type="checkbox"/>	
	代表者 (指定訪問看護事業者のみ記入)	氏名	<input type="checkbox"/>
	住所	<input type="checkbox"/>	〒

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について、上記の事項に変更があったため同法第19条の14の規定に基づき届け出ます。

年 月 日

申請者

[「開設者・訪問看護事業者」欄における「氏名(名称)」及び「住所(所在地)」と一致]

住 所(所在地) :

氏 名(名称) :

大阪市長 あて

※1 コード…医療機関コード、薬局コード、訪問看護ステーションコードのいずれかを記載してください。

※2 コードに変更がある場合は、本届出書によらず、小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関指定申請書(様式1号)を提出してください。

※3 開設者が法人にあっては役員名簿(裏面)の記入が必要です。

※4 法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載し、個人の場合は氏名のみ記載してください。

※5 指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載してください。

役員名簿

職　名	氏　名

記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙役員名簿を添付してください。

様式3

(大阪市) 小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関 更新申請書

申請者 区分 (該当に□)	<input type="checkbox"/> 病院・診療所	(<input type="checkbox"/> 医科 / <input type="checkbox"/> 歯科)
	<input type="checkbox"/> 薬局	
	<input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者	

以下の全ての項目に記入し、直近の指定申請(変更届出を含む)から変更のある項目には□を記入してください。

指定 医療 機 関	名称	<input type="checkbox"/>	フリガナ	
	所在地	<input type="checkbox"/>	〒 大阪市	
	電話番号	<input type="checkbox"/>		
	標榜している 診療科名 (病院・診療所のみ記入)	<input type="checkbox"/>		
	コード※1	※2		
開設者・ 指定訪問看護事業者	種別 (該当するものに□)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人※3	
	氏名 (名称)※4	<input type="checkbox"/>		
	住所 (所在地)※5	<input type="checkbox"/>	〒	
	電話番号	<input type="checkbox"/>		
	代表者 (指定訪問看護事業者のみ記入)	氏名	<input type="checkbox"/>	
		住所	<input type="checkbox"/>	〒

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関について指定の更新を申請します。

また、裏面に掲げる同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

申請者

[「開設者・訪問看護事業者」欄における「氏名(名称)」及び「住所(所在地)」と一致]

住所(所在地):

氏名(名称):

大阪市長 あて

※1 病院又は診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、指定訪問看護事業者の場合は訪問看護ステーションコードを記載してください。

※2 コードに変更がある場合は、本届出書によらず、小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関指定申請書(様式1号)を提出してください。

※3 開設者が法人にあっては役員名簿(裏面)の記入が必要です。

※4 法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載し、個人の場合は氏名のみ記載してください。

※5 指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載してください。

役員名簿

記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙役員名簿を添付してください。

職名	氏名

(誓約項目)

児童福祉法第19条の9第2項各号に該当しないことを誓約すること。

児童福祉法（抜粋）

【児童福祉法第19条の9第2項】

- 1 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、第19条の18の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）
- 5 申請者が、第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法15条の規定による通知があつた日（第7号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 申請者が、第19条の16第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 7 第5号に規定する期間内に第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前60日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、前項の申請前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に關し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 9 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 10 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

様式4－(1)

(指定医療機関の指定)

大大保第 号
年 月 日

様

大阪市長

児童福祉法第19条の9第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の9第1項の規定により、 年 月 日をもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第19条の14及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の34に規定される内容に変更があった場合には、10日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和23年法律第205号）、健康保険法（大正11年法律第70号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 2 法第19条の10第1項の規定に基づき、 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第466号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

(裏面)

※ 医療機関が、以下に掲げる規定に基づき処分を受けた場合は、指定医療機関の指定を受けた知事又は市長に対して届け出る必要があります。

- 医療法第24条、第28条、第29条
- 健康保険法第95条
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項

様式4－(2)

(指定医療機関の指定をしないこととした場合)

大大保第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

児童福祉法第19条の9第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請については、申請内容を審査した結果、指定しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式5－(1)

(指定医療機関の更新)

大大保第 号
年 月 日

様

大阪市長

児童福祉法第19条の10第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新について

標記に関し、 年 月 日付けの更新の申請について、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の10第1項の規定により、 年 月 日付けをもって指定医療機関の指定を更新する。

なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第19条の14及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の34に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第19条の10第1項の規定に基づき、 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定医療機関療養担当規程（平成26年厚生労働省告示第466号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

様式5－(2)

(指定医療機関の指定を更新しないこととした場合)

大大保第 号
年 月 日

様

大阪市長 印

児童福祉法第19条の10第1項の規定による
指定小児慢性特定疾病医療機関の更新について

年 月 日第 号をもって申請のあった標記については、申請内容を審査した結果、指定を更新しないこととしたので了知されたい。

名 称	理 由

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大阪市長に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式6

(大阪市) 小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関 辞退届出書

申請者区分 (該当するものに□)	<input type="checkbox"/> 病院・診療所 (<input type="checkbox"/> 医科 / <input type="checkbox"/> 歯科) <input type="checkbox"/> 薬局 <input type="checkbox"/> 指定訪問看護事業者
指定医療機関 (名称)	
コード※1	
辞退年月日	年 月 日 (届出日の翌日より一月以上の日)
辞退理由	

以下の全ての項目に記入し、直近の指定申請(変更届出を含む)から変更のある項目には□を記入してください。

指定医療機関	名称	<input type="checkbox"/>	フリガナ
	所在地	<input type="checkbox"/>	〒 大阪市
	電話番号	<input type="checkbox"/>	
	標榜している診療科名 (病院・診療所のみ記入)	<input type="checkbox"/>	
開設者・指定訪問看護事業者	種別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人
	氏名(名称)※2	<input type="checkbox"/>	
	住所(所在地)※3	<input type="checkbox"/>	〒
	電話番号	<input type="checkbox"/>	
	代表者 (指定訪問看護事業者のみ記入)	氏名	<input type="checkbox"/>
	住所	<input type="checkbox"/>	〒

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について、同法第19条の15の規定に基づき指定を辞退します。

年 月 日

申請者

[「開設者・訪問看護事業者」欄における「氏名(名称)」及び「住所(所在地)」と一致]

住 所(所在地):

氏 名(名称):

大阪市長 あて

※1 コード…医療機関コード、薬局コード、訪問看護ステーションコードのいずれかを記載してください。

※2 法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載し、個人の場合は氏名のみ記載してください。

※3 指定訪問看護事業者は主たる事務所の所在地を記載してください。